

令和元（2019）年 第7回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和元年7月31日（水） 13時00分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、舩委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 水本次長、落合次長補佐、末永主事
- 5 会議録署名委員の指名 十時 嘉代子 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和元年 第6回定例教育委員会（6/26）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第22号 平成30年度自己点検・評価について
議案第23号 小学校教科書採択について
議案第24号 中学校道徳科以外の教科書採択について
議案第25号 佐々町教職員安全衛生管理規程の制定について
議案第26号 佐々町教育委員会ストレスチェック実施規程の制定について
- 9 報告事項
 - (1) 学校訪問について
 - (2) 東京2020オリンピック聖火リレーについて
 - (3) 名義後援について
 - (4) 準要保護の7月認定について
 - (5) 行事関係報告について
 - (6) その他
 - ・社会教育主事講習への職員派遣について
 - ・令和元年度町民運動会の開催について
- 10 その他
 - (1) 次回開催日程 令和元年8月28日（水）14時00分～
 - (2) 場 所 佐々町役場 別館2階会議室
 - (3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和元年第7回定例教育委員会を開催します。
教育長	<u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。十時 嘉代子委員にお願いします。
教育長	<u>6 前回の会議録の承認</u> 前回の「令和元年第6回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<u>7 教育長報告事項</u> 次に教育長報告に入ります。
教育長	(1)教育委員会の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○学力・体力の向上 本当に学力、体力は向上しているのかということを見直しを行ってほしいという話をしました。やはり職員のやる気が全てを左右しているんじゃないかという気がするということで、管理職としてのこだわりを持って動かしてほしいという話をしました。 ○夏休み中の児童生徒の安全確保 いろんな危険な要素、水の事故、交通事故、非行等あるわけですが、何が危険かを自ら考える指導をお願いします。また、夏休み中、何でもいい、小さなことでもいいから目標を持った生活をするように指導してほしいという話をしました。 ○夏休み中の教職員の不祥事防止 当然、リフレッシュはしていただきたいけれど、交通事故、飲酒運転等の不祥事がないようにということについては、しっかり押さえていただきたいという話をしました。

教育長

○夏休みの有効活用

本当に学校現場は忙しい。忙しい中で、系統的な指導や研修ができるのは夏休みしかない。夏休みを有効に活かしてほしいという話をしました。

○情報モラル教育の見直し

これは、この前の定例教育委員会でもご意見をいただいたところですが、先ほど教科書を見られてもわかるように、確実にメディアの普及、また携帯を含めたいろんなインターネット等の活用というのが進んでいくことは間違いないだろうと考えています。学校ができることは何かというと、情報教育をしっかりとやる、情報モラル教育をしっかりとやらなければならないと考えているところです。

7月25日に町内の小中学校情報教育担当者を集めて、会議を行いました。その中で、年間指導計画、小学校1年生から中学校3年生までの情報モラルに関する指導計画を作成しようということで、今、それぞれの情報教育担当者が作成しているところです。使用の頻度が高くなるということは間違いないわけで、今から、小学校1年生からやっておかないと足りないという認識を持って、指導計画の作成に入ったところです。

○不登校対策の充実

夏休み明けというのは、不登校が増える時期です。十分注意をするということで、予兆があるのであれば、十分にサポートするようという話をしました。

○統合型校務支援ソフトの活用

統合型校務支援システムの導入をめざしたいと思いますので、研修をやっておくようという話をしました。

【気になっていること】

○通学路の安全対策について

9月に通学路安全対策会議を開こうと思っていますが、安全に絶対はないということ、身を守る教育ということをしっかりやってほしいという話をしました。

○熱中症対策

普通教室については、6月中に空調設備の運用を開始できるようになりましたが、猛暑日の屋外での活動ということについては十分注意してほしいと。今、この時期に本当にやらなければならないことなのかどうかという判断をしっかりやってほしいという話をしました。

○虐待防止

恐怖はしつけではないということ。それと同時に、これは私の感覚かもしれませんが、保護者が、保護者として未熟な部分があるのかもしれない。その辺りについてのサポートも必要ではないかという話をしました。と同時に、虐待等が疑われる事案については、児童相談所への通報も含めた連携をしてほしいという話をしました。

○教育の無償化

無償化がいろんなところで進んでくる。1つは幼稚園及び保育園の3歳児から5歳児の無償化、それから、大学生に対する授業料の無償化等々、無償化の動きというのが今後加速していきだろろうと思われれます。経済的に苦しくてということがあれば、そういう制度を十分に活用することを教えてあげてほしいという話をしま

教育長	<p>した。</p> <p>○教員の働き方改革 県立学校については、今年度中に勤務時間の上限に関するガイドラインを作成するということでした。その内容はまだわかりませんが、いずれ義務教育学校にもそういった動きが来るだろうという話をしました。</p> <p>また、超過勤務の上限に関する協定ということで、いわゆる36協定というものですけれど、これについて8月1日に全教職員に理解をさせて協定を結ぶということを確認しました。</p> <p>○セクハラ、パワハラ どこまでがセクハラで、どこからがパワハラかという非常に難しいところがあるわけですが、感じ方は人それぞれということで、部下を指導するときに、例えば、校長が指導するときには、教頭が同席というようなことを心がけてほしいという指導をしました。</p> <p>○その他 中体連の活躍をはじめ、子どもたちはよく頑張ってくれたと思っています。私からの報告は以上です。何か質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教育長	<p>8 案件</p> <p>案件に入っていきたいと思いますが、順番を入れ替えまして、「議案第23号 小学校教科書採択について」を1番目に、そして「議案第24号 中学校道徳科以外の教科書採択について」を2番目に、そして3番目に「議案第22号 平成30年度自己点検・評価について」ということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教育長	<p>議案第23号 小学校教科書採択について (資料により説明)</p>
教育長	<p>それでは、採択地区の採択のとおり、承認するということにしたいと思います。</p>
教育長	<p>議案第24号 中学校道徳科以外の教科書採択について (資料により説明)</p>
教育長	<p>中学校教科書については、来年度が本採択になります。しかし、教科書採択は4年に一度やらなければならないわけですが、今年が今の教科書の4年目ということになります。だから、今年採択をしなければなりません。また、来年度新しい教科書ができた段階で採択しなければなりません。1年限りの採択ということになります。現在の教科書を精査してみて、不都合、もしくは実際に使ってみて、不適</p>

教育長	<p>切ということがなかったかということで、現在使用している教科書が採択されています。次のページに採択結果及び理由が書いてありますけれど、全ての採択理由、全ての教科において、十分な調査研究と調査選定が行われ、4年間の実績の評価を踏まえ、2市2町の生徒が使用することに適した教科書と判断するというようなことで採択されています。</p> <p>中学校教科書については、一括でお諮りしたいと思いますが、ご承認いただけるでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、採択地区の採択協議会と同じ教科書を佐々町でも採択するということで、決定します。</p> <p>なお、この採択結果については9月1日に県下一斉に公表されますので、それまでは内密をお願いします。一斉公表ということになりますので、よろしくご理解ください。</p>
教育長	<p>議案第22号 平成30年度自己点検・評価について (資料により説明)</p>
教育長	<p>今、事務局のほうから説明があつて、来月に協議の時間を取りたいということですが、それでよろしいでしょうか。いろんな課題もあるし、ご質問があると思いますので、次回に意見を交換したいと思います。</p>
教育長	<p>議案第25号 佐々町教職員安全管理規程の制定について (資料により説明)</p>
教育委員	<p>今までずっと健康診断とか出されているのを明確に文章化したというような感じですか。</p>
教育長	<p>はい、そうです。法に則って、やっていたわけですが、こういう規程はなかったということです。だから、ストレスチェックを実施するのに合わせて、きちんとした形で制定したということです。実際にやるべきことが各小中学校は50人以下という事業所なので、そんな急ぐ必要はないだろうという整理がなされていたんだろうと思います。</p>
教育委員	<p>本町が関わってくるのは第16条、第17条の部分が一番関係してくるところですよ。10人以上50人未満の学校というのが、一番きちんと文章にしていきたいという根拠となったところですね。</p>
教育長	<p>そうです。ストレスチェックを実施する根拠ということです。それと、健康診断等について、きちんと整備をするということです。また、衛生推進者を置くという</p>

教育長	<p>ことです。2ページ第7条です。それでは、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
事務局	<p>議案第26号 佐々町教育委員会ストレスチェック実施規程の制定について (資料により説明)</p>
教育委員	<p>ケアが必要な方に対しては、どういった形で通知されるんですか。 受け取った本人が、自分がケアが必要かどうかというのを出すか出さないかというのは本人の判断になるんですか。</p>
教育長	<p>教職員はストレスチェック結果を教育委員会に提供することについて、同意するかどうかの意思確認をシステム上で行います。同意してない方の分は来ない。本人にしかわからない。</p>
教育委員	<p>かなり重症なストレスを溜め込んだ方でも、その本人が病院から重症ですよと通知が来ても、本人がどこにも知らせたくないとすれば、誰も知ることはできないということですね。</p>
教育長	<p>個人情報として、できないということです。</p>
教育委員	<p>そもそも受けるかどうかはその本人の意思ですよ。</p>
教育長	<p>そういうことです。</p>
事務局	<p>受検の働きかけは行う予定です。</p>
教育委員	<p>働きかけはするけど、義務づけはないのでということですね。</p>
教育委員	<p>強制はできないということですね。</p>
教育長	<p>そういうことです。</p>
教育委員	<p>クラスに支障が出たりすることもそれはしょうがないということになるわけですね。ストレスが溜まって溜まって、クラスの運営自体に支障が出るようなことは考えられないでしょうか。</p>
教育長	<p>このストレスチェックとは別に、そういう支障があるならば、それは指導が必要です。もしくは、そういう疾患に問題があるんだったら受診を勧めるとか、ストレスチェックとは別に、誰かがちょっと最近おかしいぞと思ったならば、校長は</p>

教育長	当然話を聞きます。その状況によっては、受診してみたらいいよという話になると 思います。
教育委員	このストレスチェックというのは目に見える前段階の発見というか、そのための ものではないんですか。
教育長	それと、自分で気づかない状態というのがあります。客観的なチェックをするこ とによって気付かせて対応することができます。
教育委員	ストレスチェックを受けて、実際に、かなりありますよといっても、でも本人が 他には知らせたくないと思えば、それは知らせなくていいということになるわけ ですよ。
教育長	知らせなくていいことになります。
教育委員	知らせなくてよくても、本人がやっぱり受診してみようかなって感じで、内緒で 受診するということは可能ですよね。
教育長	可能です。教職員の場合は、長崎県教育庁福利厚生室から出ているメンタルヘル ス相談というものがあります。その中に、相談、医療機関が紹介されています。し かも、3回の受診については、受診券がついていて無料です。
教育委員	医師による面接が必要とされた教職員というのはどういうふうに、誰が判断する んですか。
教育長	それがストレスチェックです。質問項目がいくつもあって、外に出るのが怖いと か、人と話をするのが嫌だとか、いろんな質問項目があって、その項目で評価基準 があると思います。その結果で、要受診とかの判断がなされます。
教育委員	ストレスチェックを受けないことには、医師からの指導も本人にはいかないとい うことですね。
教育長	そういうことです。ただ、予算を組んであるので、受けなさいということは指導 するし、受けてほしいと思っています。重篤な状態になってからでは困ってしまう ので。 それでは、議案第26号については、ご承認いただいたということによろしいで しょうか。 (「異議なし」の声あり。)

	9 報告事項
教育長	(1)学校訪問について (資料により説明)
事務局	(2)東京2020オリンピック聖火リレーについて (口頭で説明)
教育委員	佐々町の区間は、佐々町民が走ると決まっているんですか。
事務局	そこも決定ではありません。応募は佐々町の方がされるんですけども、その佐々町民の方が町内のルートを走るのかもわかりません。
教育委員	それでは、よその方が走るかもしれないということですね。
事務局	その配分についても未定なので、わからない状況です。
教育委員	佐々町内が何区画に分かれるかとかそういうのも、未定ということですね。
事務局	まだ公表されていません。
教育長	テロ対策、セキュリティの問題かと思っています。申し訳ないですが、まだ言えない状況にあります。 順次、公表できる分が増えてくれば、お話をしなければいけないし、当然、公道を走るのですから、いろんなところにご迷惑をかける可能性があるのも、対応しなければいけないと思っています。
教育委員	1人何キロ走るかとか、そういうこともわからないんですか。
事務局	まだわかりません。 公表できるようになりましたら、すぐに報告させていただきますのでよろしくお願ひします。
事務局	(3)名義後援について 6件分について報告。
事務局	(4)準要保護の7月認定について 1件分について報告。
事務局	(5)行事関係報告について 主な教育委員会行事の7月実績および8月予定について報告。

事務局

(6)その他

- ・社会教育主事講習への職員派遣について
- ・令和元年度町民運動会の開催について

(15時8分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年7月31日

教育長 黒川 雅孝

委員 十時 嘉代子